

「大野城市人権を尊び部落差別をはじめあらゆる差別等の解消をめざすまちづくり条例」を制定しました。



大野城市では、部落差別をはじめとするあらゆる差別等の解消に努め、基本的人権が尊重される明るいまちづくりをめざし、「大野城市人権を尊ぶまちづくり条例」を改正した「**大野城市人権を尊び部落差別をはじめあらゆる差別等の解消をめざすまちづくり条例**」を制定しました。

改正理由

市は、平成6年に「大野城市人権都市宣言」を行い、平成8年に「大野城市人権を尊ぶまちづくり条例」（以下「市条例」という。）を制定し、人権・同和問題に関する教育や啓発に努めてきました。

しかしながら、近年、急速な情報化の進展に伴い、インターネット上の差別書きこみなど、部落差別をはじめとするさまざまな差別や人権侵害が多数発生し、大きな社会問題となっています。

こうした状況を踏まえ、市では、あらゆる差別や人権侵害のない社会の実現に向けた意志を明確に示し、相談体制の充実、人権教育の推進などの規定を新たに加える市条例の改正を行いました。

- 条例名を「大野城市人権を尊ぶまちづくり条例」から「大野城市人権を尊び部落差別をはじめあらゆる差別等の解消をめざすまちづくり条例」に改めました。
- 部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現するとともに、あらゆる差別や人権侵害の解消をめざすことを明記しました。
- 差別や人権侵害に関する相談体制の充実や差別を解消するために必要な教育・啓発を推進していくことを明記しました。

主な内容

私たちに求められることは

市では、地域や学校でさまざまな人権問題に関する啓発や教育の取り組みを進めるとともに、関係機関と連携し相談体制の充実に努めます。

市民や事業者の皆さんは、互いに基本的人権を尊重し、あらゆる差別や人権侵害を無くすために、自ら差別などを行わないことはもちろん、身のまわりの差別などに気づくことができるよう、人権意識を高めていきましょう。そのためにも人権啓発のための研修や講座への積極的な参加をお願いします。

施行日 令和5年12月21日

大野城市人権を尊び部落差別をはじめあらゆる差別等の解消をめざすまちづくり条例

令和5年12月21日施行

全ての国民は、基本的人権を享有し、日本国憲法に基づき、法の下での平等を保障されている。また、世界人権宣言では、「全ての人間は、生まれながら自由で、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれている。市民一人一人が人間として尊重される真に豊かな社会の実現は私たちの願いであると同時に責務である。よって、本市においては、人権都市を宣言し、人権意識の高揚に努めてきた。

しかしながら、急速な情報化の進展に伴い、今なお、部落差別をはじめとする様々な差別及び人権侵害がインターネット等を通じて多数発生しており、人間の尊厳が侵されている。

このため、市民一人一人が人権意識の高揚に努め、基本的人権が尊重される差別のない明るいまちづくりを進め、もって、市は、全ての市民が安心して暮らせる平等な社会の実現に向けて、たゆまぬ努力を行うことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法、世界人権宣言及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）をはじめとする差別解消を目的とした法令の理念にのっとり、市民一人一人が人権を尊び、部落差別をはじめ、障がい、性別、性自認、性的指向、人種、国籍、民族、年齢等を理由とする差別及びいじめ、虐待、ハラスメント等の人権侵害（以下「あらゆる差別等」という。）を解消するとともに、心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため必要な施策について積極的に取り組み、人権意識の高揚を図るものとする。

(市民の役割)

第3条 全ての市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別等をなくすための施策に積極的に協力するとともに、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。

(施策の推進)

第4条 市は、基本的人権を擁護し、あらゆる差別等が解消された心豊かな社会を形成するために、行政のあらゆる分野で必要な施策を推進するものとする。

(相談体制の充実)

第5条 市は、あらゆる差別等に関する相談に的確に応じるため、相談体制の充実に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の推進)

第6条 市は、人権意識の高揚を図るため、学校、家庭、市民団体及び企業・事業者等との密接な連携による教育及び啓発を推進し、差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第7条 市は、あらゆる差別等の解消及び人権擁護に関する施策を効果的に推進するため、国、県をはじめ関係機関及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。